

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による利用者負担額減免の取扱いに関する要綱

(平成28年11月11日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第31条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第32条（平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）の規定を適用することにより、支給決定を受けた障がい者等が支払う指定障がい福祉サービスに係る利用者負担額を減免することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者負担額の減免対象者)

第2条 利用者負担の免除は、次の各号に該当する場合、利用者負担額を免除する。

(1) 災害免除対象者

法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）又はその属する世帯のうち、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅、家財その他の財産に受けた損害が全壊、全焼のいずれかの者で、所得認定区分が「生活保護」ではない者。

(2) 所得激減免除対象者

次のすべての要件に該当する者

ア 規則第32条に規定する特別の事情のいずれかに該当すること

イ 所得認定区分が「生活保護」ではないこと

ウ アの事実によって当該年の世帯所得の見込額が前年の世帯所得の金額に比して5割以下に減少したこと

エ 雇用保険を受給中でないこと

オ 当年の所得の見込額を基礎とした場合において、本人又は世帯全員が都区民税の非課税基準に該当すること

2 利用者負担の減額は、次の各号に該当する場合、利用者負担額の5割を減額する。

(1) 災害減額対象者

支給決定障がい者等又はその属する世帯のうち、災害等により、住宅、家財その他の財産に受けた損害が半壊以上、床上浸水又は半焼以上のいずれかの者で、所得認定区分が「生活保護」ではない者。

(2) 所得激減減免対象者

所得認定区分が「生活保護」ではなく、かつ規則第32条に規定する特別の事情のいずれかに該当すること。

(減免の適用期間)

第3条 減免の適用は月単位で行うこととし、具体的な適用期間の基準は、次のとおりとする。

(1) 適用期間

減免の適用期間は、(2)に該当する場合を除き、6箇月とする。適用開始月は申請のあった日の属する月とし、当該月の初日から適用する。

なお、当該期間の末日の属する月の前月以前に資力の回復その他状況の好転（以下「資力の回復等」という。）が見込まれる場合においては、資力の回復等が見込まれる日の属する月の末日まで適用する。

この場合、適用期間の末日において資力の回復等がない場合は、本人の申し立てにより、適用開始日から6箇月以内に限り、月を単位として適用期間を適宜延長することができる。

(2) 同一事実に基づく適用期間の延長

支給決定障がい者等から(1)の適用期間である6箇月経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の減免事由がある旨の申請があり、再度審査して減免事由があると認めるときは、(1)の適用期間から継続して、1回に限り、減免の適用期間を6箇月以内で延長することができる。(1)と同じく、6箇月以内より短い期間を設定した場合において資力の回復等がない場合は、本人からの申立てにより、更新適用の開始日から6箇月以内に限り、月を単位として適用期間を延長することができる。

(減免の申請)

第4条 利用者負担の減免を受けようとする支給決定障がい者等は、東京都板橋区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「区規則」という。）別記第10号様式に必要な書類を添付し、当該申請者の支給決定を行った障がいサービス課に申請しなければならない。

2 申請期限は、災害減免対象者は災害等により損害を受けた日から、所得激減減免対象者にあつては第2条第1項第2号アまたは第2条第2項第2号のいずれかの事情が発生した日から、3箇月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、当該期間を延長することができる。この場合にも、損害を受けた日又は事情が発生した日から概ね6箇月を限度とする。

3 第1項の必要な書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第32条第1号に該当するときは、り災証明書
- (2) 規則第32条第2号から第4号までに該当するときは、収入等を証明する書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

4 第3条第2号により適用期間の延長を申し立てる場合は、申請を行った障がいサービス課に対し区規則別記第1号様式を提出しなければならない。申請期限は第2項を準用する。

(届出の義務)

第5条 利用者負担の減免を受けている者が減免を必要としなくなったときは、直ちに申請を行った障がいサービス課に対し区規則別記第5号様式を提出しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 次の各号に掲げる場合であることが判明した場合は、利用者負担の減免を取り消すものとする。

(1) 事情の変更による取消

資力の回復、利用者負担再認定にかかる所得の見直し等により、利用者負担の減免をすることが不相当であると認められる場合は、当該認められた日の属する月の翌月以降の減免を取り消すものとする。

(2) 虚偽申請等により減免を受けた場合の取消

偽りの申請その他不正の行為により利用者負担の減免を受けたときは、適用当初に遡って取り消し、減額又は免除にかかる金額を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長がその都度定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日より施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間に第2条第1項各号又は同条第2項各号に該当する事実が発生した場合、第4条第2項の申請期限は、平成29年3月31日までとする。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。